

第26回千葉都市計画事業東幕張土地区画整理審議会議事録

1. 日 時 平成30年3月20日(火)午後1時30分～午後2時30分

2. 場 所 東幕張土地区画整理事務所 会議室

3. 出席者 (委 員) 会 長 宮葉商事株式会社
代表取締役 宮葉 繁夫
職務代理者 飯 塚 芳 男
委 員 菅 谷 和 夫
委 員 伊 勢 谷 久 太
委 員 吉 田 利 佳
委 員 中 野 忠 生
委 員 竹 田 正 道
委 員 阿 部 文 夫
委 員 小 森 重 明
委 員 鈴 木 信 廣

(事 務 局) 都 市 部 長 松 本 真 吾
所 長 諏 訪 武 雄
補 佐 中 川 敬 一 郎
補償班主査 磯 辺 光 司
換地工務班主査 牧 野 晃
主任技師 福 田 竜 馬
主任技師 矢 吹 義 生
技 師 宮 葉 達 也

4. 議 題 議案第1号 仮換地の指定について
議案第2号 仮換地の指定変更について
報告事項第1号 仮換地指定の軽微な変更について
報告事項第2号 仮換地指定の取消について

5. 議事の概要

議案第1号

仮換地の指定について、原案のとおりで異議ありません。

議案第2号

仮換地の指定変更について、原案のとおりで異議ありません。

報告事項

仮換地指定の軽微な変更について及び、仮換地指定の取消について報告事項として、施行者から報告を受けました。

6 . 会議経過

中川補佐	<p>東幕張土地区画整理審議会を開催いたします。</p> <p>開会までの進行をさせていただきます所長補佐の中川でございます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。</p> <p>「審議会の次第」及び、前もって配布しています、「議案書」ですが、お手元にありませんでしょうか。</p> <p>それと議案書の修正がございまして正誤表の方をお配りしております。</p> <p>宜しく申し上げます。</p> <p>それでは施行者を代表いたしまして、都市部長の松本よりご挨拶させていただきます。</p>
松本部長	<p>あらためまして、皆様こんにちは、都市部長の松本でございます。</p> <p>施行者を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しい中、また雨の中、東幕張土地区画整理審議会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。</p> <p>皆様におかれましては日頃より、市政各般にご尽力をいただくと共に、東幕張地区の事業推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>当該事業につきましては、皆様ご存知のとおり、地区の整備効果を最大限に上げるために、現在、駅前広場を含む幕張町武石町線を軸に整備を進めております</p> <p>平成25年度より重点的に予算を投入してまいりました結果、今年度は、建物移転契約が33件ということで、おかげ様を持ちまして、一つの目標としておりました幕張駅の北口の暫定駅前広場の開業ということが一応に目途が立ったところ です。</p> <p>皆様にご案内しておりますが、4月13日に式典を行い、供用開始する運びとなっております。</p> <p>先週の15日で議会が概ね終わりました当該地区の来年度予算につきましては事業費約1億9千万円として予算化されたところでございます。</p> <p>事業内容としては、来年度は建物移転が約37戸、それから道路築造 約340m、それから宅地造成 約5,300㎡ ということで整備を進めてゆく予定でございます。</p> <p>また、来年度事業からは本格的に駅周辺の建物移転に着手するという事で34年度末の本駅前広場の完成を目指して来年度から整備を進めていくという考えをもっております。</p> <p>本日の審議会につきましては、2議案と報告事項がございます。</p> <p>この議案につきましては、中断移転件数が増加し、事業推進が困難になっていく中、地権者皆様のご理解を得られたことによる議案となっております。</p> <p>慎重なご審議・質問をお願いします。</p> <p>簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>

中川補佐	<p>続きまして宮葉会長よりご挨拶をいただきたいと思います。 よろしく申し上げます。</p>
宮葉会長	<p>こんにちは、会長の宮葉でございます。 本日は 第 26 回 東幕張土地区画整理審議会 にご出席いただきましてほんとうにありがとうございます。 4月13日に暫定の駅前広場がオープンすると聞いておりますが、暫定駅広につきましては、千葉市長が大型の予算を組んで5年で完成することを宣言しました。その通り千葉市長のリーダーシップのもとにできたことだと思います。 それにつきましては、やはり地元地権者の皆様のご協力、そして千葉市の区画整理事務所の職員の皆様の努力の賜物が13日のオープンにつながったと思います。 また、今、部長からも説明があったように、千葉市議会において平成34年度末に駅前広場ができる予定ということで、千葉市長は平成34年度に駅前広場整備完了を目指すという話をしておりますが、それを市議会ではっきり宣言されたようでございます。 そういうことで新しい駅前広場ができれば、この幕張の町づくりに大きく貢献し、りっぱな町づくりになるとと思いますので、そのことについて大変感謝しております。 それから、今日は審議会において議題第1号議案、第2号議案、報告事項1号、2号ついて皆様の速やかな審議をお願いします。 そして、千葉市長に答申書を提出したいと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
中川補佐	<p>ありがとうございました。 それでは、これより審議会へと進めさせていただきますが、議事の進行につきましては、「東幕張土地区画整理審議会議事運営要綱第3条第3項」の規定により、宮葉会長に議長をお願いします。 また、本日出席いただいております委員は10名全員でございますので、土地区画整理法第62条第3項及び千葉都市計画事業東幕張土地区画整理審議会議事運営要綱第6条の規定にもとづきまして本審議会が成立していることをご報告させていただきます。 それでは宮葉会長より、「開会宣言」をお願いいたします。</p>
宮葉会長	<p>それでは「開会宣言」をしたいと思います。 これより、第26回千葉都市計画事業 東幕張土地区画整理審議会を開会いたします。座ったまま進めさせていただきます。 続きまして、議事録署名人を指名させていただきます。 議事運営要綱の第14条第1項により、「審議会の会議ごとに議事録を作成し、委員2名以上とともに署名押印する」との規定がございます。今回、議事録署名人を議席順に阿部委員さんと、小森委員さんの両名をお願いいたします。 よろしく申し上げます。 続きまして「議案第1号 仮換地の指定について」事務局の説明を求めます。</p>

	<p>お願いします。</p>
<p>諏訪所長</p>	<p>所長の諏訪でございます。</p> <p>現在、仮換地指定につきましては、平成24年の8月に約17ヘクタール千葉市所有地を除いて全部指定してございます。</p> <p>今回の指定につきましては千葉市所有地の未指定部分について仮換地指定させていただくものでございます。</p> <p>一宅地として使えない土地について隣接者に払い下げするための仮換地の指定になります。</p> <p>それでは、諮問文を読ませていただきます。</p> <p>仮換地の指定について</p> <p>千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業施行地区内の宅地について、別紙調書及び図面のとおり仮換地の指定をすることについて、土地区画整理法第98条第3項の規定に基づき意見をうかがいます。</p> <p>千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業 施行者 千葉市 代表者 千葉市長 熊谷俊人</p> <p>詳細につきましては、換地工務班主査より説明させていただきます。</p>
<p>牧野換地 工務班主査</p>	<p>それでは、議案第1号「仮換地の指定について」ご説明させていただきます。</p> <p>案件はこちらの1件となっております。</p> <p>この区域に関しましては、過年度に造成が完了しているエリアとなっております。こちらですけれども後程説明します議案の第2号の「仮換地の指定変更について」で、移転対象の権利者との交渉で、千葉市の調整用地を含めた仮換地変更がありまして、これに伴い、千葉市の調整用地に余剰地が生じることとなりましたので、この土地を隣接者処分するために仮換地の指定をするものです。</p> <p>それでは説明させていただきます。</p> <p>場所はこちらになります。</p> <p>調書はこちらになります。</p> <p>従前地は、武石町二丁目630の16番、面積は32.79㎡で、こちらを12街区23画地ということで27㎡を指定させていただきたいと思います。</p> <p>こちらが図面です。</p> <p>こちらの大きい部分が12街区でこちらの一部が23画地ということで、この部分の27㎡を仮換地の指定をするものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>宮葉会長</p>	<p>はい、只今、事務局より説明がありましたが、質問をお願いします。</p> <p>質問する方は挙手をお願いします。</p> <p>何かございませんか</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい、それでは無いようでございますので議案第1号「仮換地の指定」について、意見を附すことが必要と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>はい、意見がありませんので、議案について「意見なし」といたします。</p> <p>次にいきます。</p>

	議案第2号「仮換地の指定変更について」の説明をお願いします。
諏訪所長	<p>はい、説明させていただきます。</p> <p>議案第2号については仮換地の指定の変更です。</p> <p>これにつきましては、駅前線を優先的に整備するということで、現在、移転に協力していただいている方が、中断移転というかたちで、仮の住まいをされている方がおられます。</p> <p>この仮の住まいが非常に長い方、また、これから中断移転をされる方が移転先が出来上がるまで待たれている方、そして家庭的な事情や、高齢者の介護が必要な方などの負担を減らすため、仮換地の変更等を行っております。</p> <p>この部分について権利者に仮換地の指定変更案を提示し、了解が得られたので今回諮問させていただいたものです。</p> <p>それでは諮問文を読ませていただきます。</p> <p>仮換地の指定変更について</p> <p>千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業施行地区内の宅地について、別紙調書及び図面のとおり仮換地の指定変更をすることについて、土地区画整理法第98条第3項の規定に基づき意見をうかがいます。</p> <p>千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業 施行者 千葉市 代表者 千葉市長 熊谷俊人</p> <p>詳細につきましては、換地工務班主査より説明させていただきます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
牧野換地工務班主査	<p>はい、説明に入らせていただく前に、議案で正誤表がテーブルに置かせていただいていると思うのですが、議案書11ページの の変更後の部分に関して修正がありましたので調書の訂正をさせていただきたいと思います。</p> <p>あと、議案書の13ページと14ページの図面ですが変更後の2分の1と2分の2に誤りがありましたので別紙のとおり変更をさせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして議案の33ページです。</p> <p>16街区3画地の図示の部分が若干の訂正がありましたので、別紙のとおり訂正させていただきたいと思います。</p> <p>最後に議案書の47ページに49街区21-1の従前地の面積1,112㎡が112.78㎡に訂正をお願いします。</p> <p>それでは、議案第2号「仮換地の指定変更について」を説明させていただきます。案件は2件ございます。</p> <p>こちらは、先ほど所長の説明にありましたが、こちらの方の中断の期間が長いということで、もともと従前の方がこのあたりの方ですが幕張町武石町線の都市計画道路を整備するなかで、移転がどうしても必要な方で、なおかつ、家庭や健康の事情により、すぐに居宅が作れる部分がほしい、でないとも移転ができないというところで交渉させていただきました。</p> <p>そのなかで、今回二つの案件でこちらが ・ ですが、一つの宅地が大きい</p>

土地なので、この部分に相当する大きな千葉市の調整用地が確保できていない状況ですので、それについてまず居宅を建てられる整備済みのところを用意させていただいて、残りの部分に関しては急いでいない旨のお話をいただきましたので、そのような流れで今回承認をいただきましたので、今回、仮換地を複数に分けて指定変更をするものです。

まず、 の案件です。変更前がこちらの位置になります。

20街区に1宅地であった仮換地を過年度に整備済みである調整用地の12街区の22と30街区の20と27の3宅地に分けて、権利者の方にはご了解が得られております。

こちらが調書です。(議案書P7)

もともと1筆対1筆の仮換地の指定であったのですが、今回はこの一筆に対して30街区20、27と12街区22の仮換地を三つに分けて、仮換地の指定の変更をさせていただくようになります。

こちらが変更前の図面です。

20街区の整備予定時期が先のところなので、面積が380㎡の仮換地の指定でした。こちらをまず変更後の一枚目として30街区20画地で146㎡、27画地で101㎡(議案書P9)、こちらが変更後の図面の2枚目で12街区22画地で141㎡(議案書P10)で仮換地の指定をするものです。

続いて二番目ですが、 の変更前の仮換地の位置がこちらになります。

もともと50街区の19、20に、このように仮換地の指定をお願いしておりました。(議案書P11)

こちらをこのように三つに分けまして、調整用地として確保してありました13街区14と15街区の26は整備済みの土地になっておりまして、すぐに居宅の建築ができる土地となっております。

残りの面積部分に関しては、このあたりに35という形で残すことで指定させていただくこととなります。

こちらが調書です。(議案書P11)

幕張町六丁目の1番と2番この二筆に対して一つの仮換地、109の3番地に対して50街区の19画地として一つの換地を定めておりました。

こちらを変更して109の1番地200㎡を50街区の35-1画地として162㎡、109の2番地181㎡の一筆に対して面積割合の関係で50街区の35-2ということで57㎡、13街区に84㎡、15街区に24㎡に仮換地の指定となります。

そして残りの109の3に関しては15街区の26-2画地ということで153㎡の仮換地の指定となります。

こちらが変更前の図面で50街区の19画地140㎡、こちらが20画地で316㎡の仮換地の指定をさせておりました。

こちらが変更後の1枚目の図面のです。35街区の1画地として162㎡、

	<p>35街区の2画地として57㎡の仮換地をするものです。</p> <p>こちらが変更の2枚目となっております。</p> <p>こちらは13街区の14画地に109の一部として84㎡の仮換地の指定をさせていただきます。15街区ですが、109の一部としてこの部分に24㎡の仮換地、109の3の筆に対して153㎡、この部分に仮換地の指定をするものです。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。</p>
宮葉会長	<p>はい、ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>何かないでしょうか。</p> <p>はい、お願いします。</p>
菅谷委員	<p>先ほどの所長の話で、所有者が仮換地先を使えるのを待っているということで、そういう方は結構いらっしゃるのですか。</p>
諏訪所長	<p>数量として把握していませんが、事業の進め方としては3年先の移転対象の方まで説明して意見を聞いているところですが、この中では中断期間が1年、2年いろいろな方がいらっしゃいます。</p> <p>このなかには高齢者の介護の関係や五年も待てないよという方がいらっしゃいます。</p> <p>確かにお話があります。そういう方はいらっしゃいます。</p>
宮葉会長	<p>他にありませんか。</p> <p>はいどうぞ。</p>
小森委員	<p>先ほど1号の仮換地指定と二号の多分10ページとの関連性がわからないのですが。</p>
諏訪所長	<p>関連性ですか。</p>
小森委員	<p>つまり、隣接するのでしょうか。</p>
牧野換地 工務班主査	<p>はい 先ほどのこちらが第二号ですが一号議案で指定させていただくのがこちらの土地になります。</p> <p>こういう土地で千葉市が持つ土地だったのですけれども、二号議案で今回ここに当てはめることになります。</p> <p>流れとして隣接している土地の権利者さんの方にこことこの方にお話をし、購入の意志があるかないか確認をさせていただく状況になります。</p>
小森委員	<p>了解しました。</p>
宮葉会長	<p>はい 次どうぞ</p>
阿部委員	<p>変更の二号、50街区について最初の変更前よりも変更後のほうが25㎡ほど増えているのはなぜか。</p>

牧野換地 工務班主査	<p>もともこの土地が駅に近いということで評価がありまして、同じような評価で面積が決まっています。</p> <p>今回の仮換地の変更において13街区と15街区は駅からかなり離れていきますので仮換地先の評価の計算が変わってきます。</p> <p>面積のほうが一トータルすると変更前と変更後では変更後のほうが若干増えてくる計算になります。</p>
阿部委員	はいわかりました。
宮葉会長	はい次、ありますか。
阿部委員	<p>今の減歩率の問題ですが、13街区14画地の87.27㎡が84㎡ということで減歩率が96.2ですね。</p> <p>これだけしか減歩はされていないのですか。</p>
牧野換地 工務班主査	これが議案書の訂正をお願いしたところです。
阿部委員	はいわかりました。
宮葉会長	<p>ほかに何かありますか</p> <p>それでは議案第2号「仮換地の指定変更について」意見がありませんので、議案について「意見なし」ということよろしいですか。</p> <p>只今の意見について、議案に附すか採択します。</p> <p>意見として附すことが必要と判断する方は挙手願います</p> <p>それでは、「意見なし」とします。</p> <p>それでは続きまして、報告事項第1号「仮換地指定の軽微な変更について」事務局から報告をお願いします。</p>
諏訪所長	<p>それでは、仮換地指定の軽微な変更の取扱いにつきまして説明します。</p> <p>これは皆様に審議いただいたものに対して個人の都合や他人の土地に影響のないもの施行者側サイドで処理をさせていただいたものをご報告させていただく案件です。</p> <p>それでは、仮換地指定の軽微な変更について、平成16年2月9日開催の審議会において同意された仮換地指定の軽微な変更について、別紙調書及び図面のとおり仮換地の指定をしたので報告します。</p> <p>千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業 施行者 千葉市 代表者 千葉市長 熊谷俊人 詳細につきましては、引き続き換地工務班主査より説明いたします。</p>
宮葉会長	はい、お願いします。
牧野換地 工務班主査	<p>それでは、報告事項第1号「仮換地指定の軽微な変更について」説明させていただきます。</p> <p>今回、軽微な変更の取り扱いに該当する仮換地指定は11件あります。</p> <p>まず種別としましては、権利者からの従前地分筆及び合筆申請により仮換地</p>

指定変更した案件が 、 、 、 、 、 、 の 7 件ありました。

権利者間の仮換地先の交換により仮換地指定変更した案件が の 1 件あります。

千葉市の調整用地を隣地処分するための仮換地指定変更が 、 、 の 3 件あります。

まず の説明をさせていただきます。

こちらは権利者からの土地売買の為の仮換地の合併です。

位置はこちらになります。

こちらが調書です。議案書の P 1 7 になります。

変更前は、1 筆に対して 1 筆の仮換地ですが、変更後は従前地を 6 3 9 - 1 1 に合筆しまして仮換地の指定をして 1 , 0 4 3 m²としております。(議案書 P 1 9)

こちらが変更前の図面です。(議案書 P 1 8)

6 3 9 - 4 9 の 9 9 m²を 6 3 9 - 1 1 の 9 4 4 m²に合筆して仮換地の指定をしております。

続きまして になります。こちらは権利者間の仮換地の変更になります。

こちらが調書です。(議案書の P 2 0)

変更前は幕張町 4 丁目 6 3 2 - 3 の 1 0 0 m²と武石町 2 丁目 6 1 2 - 1 の 1 0 0 m²が仮換地に指定されておりました。(議案書 P 2 1)

幕張町 4 丁目を武石町 2 丁目に、また武石町 2 丁目を幕張町 4 丁目に、それぞれ 1 0 0 m²を交換して仮換地の指定変更をしております。(議案書 P 2 2)

続きまして です。

こちらは権利者のほうから所有権の整理として申請が上がってきております。

こちらが調書です。(議案書の P 2 3)

もともと幕張町 4 丁目の二つの地番に対して一つの仮換地であったのですが、それぞれの筆に対してそれぞれ権利を分けるということで仮換地の方もそれに合った形で分割をして、一筆対一筆というかたちで仮換地の指定をさせていただきました。

もともとの仮換地の指定がこちらの図面です。(議案書 P 2 4)

幕張町 4 丁目 5 0 - 1 1 の 1 4 1 m²を割りたいとして 2 6 - 1 と 2 6 - 2 に分けてそれぞれ仮換地の指定を行っております。(議案書 P 2 5)

続きまして です。

こちらは権利者様から建築の為の仮換地の合併で申請がありました。

こちらが調書です。(議案書の P 2 6)

三つの筆に対して二つの仮換地を一つにまとめたいということで話がありましたので今回は数筆対 1 の仮換地の指定をしております。

こちらが変更前の図面です。(議案書 P 2 7)

幕張町 6 丁目 7 7 - 2 1 と - 2 2 に対して 1 0 0 m²の仮換地、7 9 - 1 6 に対して 1 8 4 m²の仮換地が 3 筆に対して 2 8 4 m²の仮換地の指定変更をさせていただきます。(議案書 P 2 8)

次に です。こちらは隣接者処分の為に仮換地を分割して変更をさせていただいております。(千葉市)

こちらが調書です。(議案書 P 29)

幕張町6丁目93-3が32街区19画地、武石町2丁目32街区20画地であったものが93-3が32街区21画地に変更して、640-46と-47、-36に分筆してそれぞれを仮換地の指定変更をさせていただいております。変更後の図面です。(議案書 P 31)

21画地でもととの181㎡、22画地が7㎡、23画地が27㎡、24画地が28㎡に変更をさせていただいております。

続きまして の案件です。

こちらは権利者からの所有権移転に伴う分筆・分割の申請が上がってきております。

こちらが調書となります。(議案書の P 32)

もともと一筆対一筆の仮換地でした。

こちらの権利を分けるということで78-11は分筆しないのですが面積がこちらになっております。そして80-2をこの様に三つに分けてこのように一筆対一筆の仮換地の変更をさせていただいております。

こちらが変更前の図面です。(議案書 P 33)

こちらの大きい土地が80-2で555㎡の仮換地の指定をしております。

こちらの三番として103㎡で仮換地の指定をしておりました。

こちらが変更後の図面です。(議案書 P 34)

次に です。こちらは両サイドの方に隣接者処分の為、仮換地の分割となっております。(千葉市)

こちらが調書です。(議案書 P 35)

武石町二丁目640番38を隣接処分するということで、640番38を8㎡、640番48を17㎡に分割し、隣接者処分の為の仮換地の変更を行っております。こちらが変更前の図面です。(議案書 P 36) こちらが変更後の図面です。(議案書 P 37)

次に です。こちらも隣接者処分の為の仮換地分割となっております。(千葉市)

調書は、幕張町四丁目636番8で25㎡です。(議案書 P 38)

これを二つに分けるということで、従前地の636番8が12㎡と636番28が12㎡に仮換地の分割となっております。仮換地の指定通知としては12㎡として整数止めになりますが、小数点以下に面積がありますので合計は25㎡になります。合計数値は必ず25㎡になるように分割しております。

こちらが変更前の図面です。(議案書 P 39)

こちらが変更後の図面です。こちらを12㎡と12㎡に分割しております。
(議案書P40)

次に です。こちらは権利者様からの土地利用計画変更の為の分筆・分割ということで申請が出ております。

こちらは79番1、13、27の三筆に対して一筆の仮換地が指定されておりました。(議案書P41)

こちらに関して79番1を分筆して79番13、27、38で一つの仮換地として214㎡の指定変更をしております。

こちらが変更前の図面です。(議案書P42)

もともとの大きな面積に対して従前地には三筆ありました。

こちらをこちらに建物を建てることと、こちらに建物を建てることから権利を変更するために79番1を150㎡として建物を建てることとし、残りを従前地の79番13、27、38の三筆に対して214㎡の仮換地の指定変更をしております。(議案書P43)

です。こちらも土地利用計画変更の為の分筆・分割となっております。

もともと、こういう形で一筆、1,104.52㎡の従前地に対して1,043㎡の仮換地の指定をしておりました。(議案書P44、45)

これを20街区の1、2、3というように面積で分けております。

これが変更前の図面です。(議案書P46)

これは49街区の地区の西側で美浜・長作町線の近くの位置になるのですが、まだ整備ができないということで、こちらでの1,043㎡の仮換地の指定をしておりました。

こちらは、将来を見据えた形での分割で、このような形で申請がありましたので調書のような形で従前地の分割を行います。

それぞれに仮換地の面積をあてがって、仮換地の分割変更を行っております。

こちらが変更後の図面です。(議案書P47)

最後に です。こちらは借地権整理の為の分筆・分割で申請がありました。

幕張町六丁目85番の1094.97㎡を19街区の7画地として949㎡の一筆対一筆の仮換地の指定を行っておりました。

従前において借地をされている方がおられるということで、借地権の整理ということで、仮換地に借地権をかけるということで、申請がありました。

今回、その面積に合わせた形でこのような形で仮換地の面積及び借地権の設定ということで変更をしております。(議案書P48)

こちらが19街区の7画地として949㎡の仮換地の指定を行っておりました。(議案書P49)

こちらが変更後の図面です。(議案書P50)

このような形で借地権に合わせた形で五分割する仮換地の指定変更をしてお

	<p>ります。</p> <p>以上で報告事項1号「仮換地指定の軽微な変更について」の説明を終わらせていただきます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
宮葉会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>只今、軽微な変更について事務局から報告事項第1号の報告がありました。</p> <p>それでは次に進みます。</p> <p>続きまして、報告事項第2号「仮換地指定の取消について」事務局から報告をお願いします。</p>
諏訪所長	<p>この案件につきましては議案第2号の仮換地の指定変更に基づいて千葉市の指定してあった仮換地を指定取消するものです。</p> <p>仮換地指定の取消について。</p> <p>千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業施行地区内の宅地について、別紙調書及び図面のとおり仮換地指定の取消をするので報告します。</p> <p>千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業 施行者 千葉市 代表者 千葉市長 熊谷俊人 詳細については、換地工務班主査より説明させていただきます。</p>
牧野換地 工務班主査	<p>はい、報告事項第2号「仮換地指定の取消について」説明させていただきます。</p> <p>場所がこちらになります。</p> <p>この案件は議案書の11ページで意見を伺った案件になりまして、第2号（仮換地の指定変更）の で意見を伺った案件に伴う仮換地指定の取消となりま す。（千葉市の従前地は未指定になる）</p> <p>調書はこちらです。武石町二丁目630番17と640番31が13街区6画 地で84㎡の仮換地の指定があったものに、二号議案の変更を指定するために 指定の取り消しを行いました。（議案書P53）</p> <p>もともとの位置はこちらです。（議案書P54）</p> <p>報告事項2号「仮換地指定の取消について」は以上になります。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
宮葉会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>以上をもちまして、「第26回 千葉都市計画事業東幕張土地区画整理審議会」 を閉会いたします。</p> <p>どうも長時間ありがとうございました。</p>

上記の議事は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

平成30年 月 日

会 長 _____ 印

署 名 人 _____ 印

署 名 人 _____ 印

問い合わせ先 千葉市都市局都市部東幕張土地区画整理事務所

TEL 043(276)0456

FAX 043(276)1977